

## 北海道教育庁空知教育局定時見積実施要領

(平成22年3月31日 北海道教育庁空知教育局長決定)

(平成28年4月12日 一部改正)

(平成29年10月2日 一部改正)

(平成30年3月1日 一部改正)

(平成31年3月25日 一部改正)

### 1 対象となる契約

この要領は、1件の予定価格が160万円未満の物品の調達契約のうち、道立学校運営支援室事務処理要領に基づき教育局長が定める共通物品を含めた別紙に掲げる物品を対象とする。

なお、この要領に定める手続では必要とする期日までに納品とならない場合は、この要領によらず物品購入事務を行うものとする。

### 2 定時見積参加者の指名

#### (1) 参加の申込み

##### ア 参加の資格

定時見積りに参加できる者は、次の(ア)又は(イ)に該当し、かつ(ウ)に該当する者とする。

(ア) 北海道の物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「資格者」という。）

(イ) 「小規模事業者及び新規開業者等に対する受注機会の確保・拡大のための物品の供給に係る見積参加申込みの取扱いについて（通知）」（平成15年12月15日付け局物第10240号出納局長通知）の物品の供給に係る見積参加を申し込み見積参加者名簿に登録された者（以下「見積参加者」という。）

(ウ) 空知総合振興局管内（以下「管内」という。）に本店、支店、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）を有する者

##### イ 参加申込みの公募等

(ア) 教育局長は、平成31年度を当初とし3年度毎に、次の方法により公平な周知を行った上で、参加申込みの公募を行い、参加を希望する者から申込書（別紙1）の提出を受ける。

① 北海道教育庁空知教育局内の掲示場に掲示する。

② 北海道教育庁空知教育局のホームページに掲載する。

③ 定時見積りの対象となる学校の掲示場等に掲示する。

(イ) 平成31年度、平成32年度及び平成33年度の申込書は、平成31年度開始前の平成31年3月から随時受け付けることとし、以後の年度については、当該年度開始前の当該年3月から随時受け付けることとする。

(ウ) (2)の指名の有効期間は、平成31年度、平成32年度及び平成33年度の3年度（平成32年度に申し込む者は2年度、平成33年度に申し込む者は当該年度）とする。以後の指名の有効期間も同様とする。

##### ウ 定時見積参加地域、地域区分及び納品先

(ア) 1件の予定価格が30万円未満の契約

参加地域は、本店等が所在する別表1に掲げる地域区分に限るものとする。

(イ) 1件の予定価格が30万円以上の契約

参加地域は、本店等が所在する別表2に掲げる地域区分に限るものとする。

#### (2) 参加者の指名

ア 教育局長は、(1)により申込書の提出を受けたときは、参加の資格のほか、必要事項を確認の上、定時見積りへの参加者（以下「参加者」という。）として指名し、その旨を通知文（別紙2）に見積参加心得を添付して通知する。

イ 教育局長は、年度の途中で申込書の提出があったときは、随時に指名する。

#### (3) 指名の取消し

ア 教育局長は、参加者が次に掲げる場合に該当するときは、当該参加者の指名を取り消

す。

(7) 資格者である参加者がその資格を有しないこととなったとき(競争入札への参加を排除されたことによる資格の消滅の場合を除く。)

(4) 見積参加者である参加者の指名が、物品の供給に係る見積参加者名簿から削除されたとき(資格者となったことによる名簿からの消滅の場合を除く。)

イ 教育局長は、参加者が競争入札への参加を排除されたとき若しくは指名を停止されたとき又は物品の供給に係る見積参加申込者である参加者に競争入札への参加排除の要件若しくは指名停止の要件に該当する事実があることを知り、当該参加者を資格者の例により一定期間契約の相手方としないこととしたときは、これらの措置の期間に係る参加者の指名を取り消す。

ウ 教育局長は、ア及びイの規定により参加者を取り消したとき又は参加を制限したときは、その旨を書面により当該参加者に通知する。

### 3 定時見積りの執行

#### (1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録(別紙3)及び見積目録内訳(別紙3の2)を提示して行う。

なお、見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付するものとする。

#### ア 提示の方法

(7) 北海道教育庁空知教育局事務室の所定の場所(以下「事務室」という。)において閲覧に供する。

(4) ファクシミリ又は電子メール等により参加者に送信する。

#### イ 提示の日時

(7) 物品の購入契約

① 別途指定する日時(毎月2回)

② その他別途指定する日時

(4) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡する。

#### (2) 見積書等の提出方法

見積書等の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで受け付ける。

ア 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる場合(1件の予定価格が30万円未満の契約をいう。)であって、見積書に相当する書類を提出する場合

(7) 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

(4) 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局事務室

(4) ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ : 0126-24-9530 (空知教育局代表ファックス)

メールアドレス : 別途提示する

(件名には、「〇月〇日定時見積り」という文字を含ませること。)

(4) 納品先に指定している道立学校に提出する。この場合において、見積書に相当する書類を受理した道立学校は、速やかにファクシミリ又は電子メール等により教育局に送付するものとする。

イ 財務規則第165条の規定に基づき見積書を提出する場合

(7) 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

(4) 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局事務室

#### (3) 契約の相手方の決定

ア 教育局長は、見積書及び見積書に相当する書類(以下「見積書等」という。)の提出期限終了後、直ちに見積書等の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格(総価)で見積りをした参加者を契約の相手方として決定する。

イ 教育局長は、決定の結果を次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日の翌日までに発表する。

なお、閲覧等の期間は、次回の契約内容の提示日の前日までとする。

(ア) 事務室において閲覧に供する。

(イ) ファクシミリ又は電子メール等により、当該参加者に対し送信する。

ウ 教育局長は、契約の相手方となるべき価格で見積書等を提出した者が2人以上いる場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定する。この場合において、見積書等を提出した者が来庁してくじを引くものとするが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引くものとする。

エ 教育局長は、提出された見積書等の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書等の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止める。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表する。

(4) 発注

教育局長は、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方に対し、発注書（別紙4）及び発注書内訳（別紙4の2）により発注を行うものとする。この場合において、契約の相手方に対し受注内容を確認するものとする。

なお、発注の通知は、契約の相手方の決定の発表と同日に行うものとする。

## 定時見積りの対象物品

番号	類別	説明	具体例
1	文具・事務用品（消耗品）、図書室用品、パソコン周辺機器	2万円未満（消耗品）の文具・事務機器類、図書室用品、パソコン周辺機器、パソコン用メディア類	文房具、卓上事務機器類（OAクリーナー等）、単価契約していない用紙類、インクジェット用紙、製図用品、図書館用什器（書棚等）、図書装備用品（ブックコートフィルム、ラベルシール等）、貸出用品（図書館用カード等）、増設メモリ、ネットワーク機器、リムーバブルメディア類（USBフラッシュメモリ、SDメモリーカード等）など
2	事務機器（備品）	2万円以上（備品）の事務機器	印刷機、拡大機、シュレッダー、電動裁断機、紙折機、丁合機、ホワイトボード、レーザープリンター、プロジェクター外付けドライブ類（MO、FD、HDD等）など
3	什器・家具	什器関係	鋼製什器（重ね書庫、書庫、金庫、更衣箱、収納棚等）、木製什器、実験・実習用什器、机（OAデスク、長テーブル等）、椅子、掲示板、パーテーションなど
4	台所用品・清掃用品	食器、家庭用金物、洗剤等の台所用品、清掃用具・荒物	一般的な家庭台所用品（食器、なべ、箸、台ふきん、タオル等）、清掃用品（石鹸・洗剤、ほうき、バケツ、ゴミ箱、軍手、ポリ容器、ビニール袋等）、その他荒物類（線香等）など
5	家電製品	電気製品（一般家庭用）、電気製品用消耗品、時計、写真機類	AV家電（DVDレコーダー、MD・CDデッキ、デジタルカメラ、テレビ、ビデオカメラ、ビデオテープ、DVテープ等）、一般家電（オーブンレンジ、乾燥機、洗濯乾燥機、掃除機、冷凍冷蔵庫、扇風機等）、電源類（コードリール、OAタップ、充電器等）、浄水器カートリッジ（電気製品の部品）、壁掛け時計など

別表 1

地域区分	対象市町村	納 品 先
岩見沢地域	岩見沢市、三笠市	岩見沢東高等学校、岩見沢西高等学校、 岩見沢農業高等学校、岩見沢高等養護学校
空知南部地域	南幌町、由仁町、 長沼町、栗山町	栗山高等学校、長沼高等学校、 南幌高等学校、南幌養護学校
夕張地域	夕張市	夕張高等学校、夕張高等養護学校
空知中部地域	美唄市、月形町、 奈井江町、浦臼町	美唄尚栄高等学校、美唄聖華高等学校、 月形高等学校、奈井江商業高等学校、 美唄養護学校
空知北部地域	滝川市、砂川市、 赤平市、歌志内市、 芦別市、上砂川町、 新十津川町、雨竜町、 深川市、沼田町、 北竜町、妹背牛町、 秩父別町	滝川高等学校、滝川工業高等学校、 砂川高等学校、芦別高等学校、 新十津川農業高等学校、 雨竜高等養護学校、深川東高等学校、 深川西高等学校

別表 2

地域区分	対象市町村	納 品 先
管内全域	岩見沢市、三笠市、夕張市 美唄市、南幌町、由仁町、 長沼町、栗山町、月形町、 奈井江町、浦臼町、 滝川市、砂川市、赤平市、 歌志内市、芦別市、深川市、 上砂川町、新十津川町、 雨竜町、沼田町、北竜町、 妹背牛町、秩父別町	岩見沢東高等学校、岩見沢西高等学校、 岩見沢農業高等学校、栗山高等学校、 長沼高等学校、南幌高等学校、 夕張高等学校、美唄尚栄高等学校、 美唄聖華高等学校、月形高等学校、 奈井江商業高等学校、 岩見沢高等養護学校、南幌養護学校、 夕張高等養護学校、美唄養護学校 滝川高等学校、滝川工業高等学校、 砂川高等学校、芦別高等学校、 新十津川農業高等学校、 深川西高等学校、深川東高等学校 雨竜高等養護学校